

山田学区まちづくり協議会会則

私たち山田学区においては、これまで地域住民ならびに各種団体等が相互に協力し、協調し、住み良いまちづくりに向けて、さまざまな取り組みを進めてきました。

近年、社会経済状況の変化に伴い地域の課題が多様化してきたことや少子高齢化のさらなる進行など、私たちを取り巻く状況は大きく変わってきており、今後においても、引き続き安全・安心で、より住み良い山田学区を築いていくためには、私たち地域住民や各種団体など、まちづくりの担い手同士的一致協力した協働の取り組みが必要です。また、草津市においても、地域における協働のまちづくりの基盤強化の取り組みが推進されており、この動きと軌を一にした活動が必要です。

このため、私たち山田学区においては、すべての地域住民や各種団体等の総意を結集し、自らが必要と考える山田学区のまちづくりに協働して取り組む「山田学区まちづくり協議会」を設立し、まちづくりの中核組織として信頼される取り組みを進めることとし、この会則を制定します。

第1章 総則	第1条～第6条
第2章 会員、評議委員および役員	第7条～第14条
第3章 組織および会議	第15条～第22条
第4章 会計	第23条～第26条
第5章 その他	第27条～第29条

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山田学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民や各種団体等の協力と協調のもとに、多様化していく地域課題を自らの地域で解決するため、世代や立場を超えた地域住民としての一体感をより一層高めるとともに、各種団体等の存立基盤や活動分野を超えて、互いに力を合わせ住み良いまちづくりに向けて、一致協力した協働の取り組みを推進することを目的とする。

(組織運営の基本)

第3条 協議会の組織運営にあたっては、すべての地域住民や各種団体等が協議会活動に幅広く参加し連携できる機会を保障するとともに、透明性が高く、民主的な運営を図っていくものとする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、原則として山田学区内とする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、山田まちづくりセンター内に置く。

(事業)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山田学区まちづくり計画の策定および計画の推進
- (2) 地域課題の掌握および地域課題の解決に必要な取り組み

- (3) 各種団体が実施する事業に対する連携、調整および支援
- (4) 行政が策定する構想、計画等に対する提言および要望
- (5) 行政が実施する事業との連携、提言および要望
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員、評議委員および役員

(会員)

第7条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 山田学区内の居住者
- (2) 山田学区内の団体、事業者等
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(評議委員)

第8条 評議委員は、第11条に規定する役員（監事を除く。）、および各種団体等の代表者とする。

2 前項に規定する各種団体等の範囲については、別に定める。

(評議委員の任務)

第9条 評議委員は、協議会の運営および活動に関して、総会において審議決議する。

(評議委員の任期)

第10条 評議委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、評議委員が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長（理事） 1名
- (2) 副会長（理事） 若干名
- (3) 会計（理事） 1名
- (4) 理事 35名以内
- (5) 監事 2名

2 役員の選出方法については、別に定める。

3 前項により選出された役員は、理事会での審議決定、および総会の承認を得るものとする。

4 理事は、会長、副会長、会計、山田学区内の町内会長、および会長が特に指名した者とする。

5 監事は、評議委員、その他の役員、および事務局員を兼ねることはできない。また、監事は、第12条第5号に示す協議会業務の外には一切関わらないこととする。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 理事は、協議会の運営執行を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計および事業を監査する。従って、必要に応じて理事会等にて質問や意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与および顧問)

第14条 会長は、協議会の運営について助言を得るため、理事会の承認を得て、参与を若干名置くことができる。

2 会長は、総務委員会の運営について助言を得るため、理事会の承認を得て、顧問を若干名置くことができる。

第3章 組織および会議

(組織)

第15条 協議会に次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 総務委員会
- (4) その他、理事会において必要と認めた組織

(総会)

第16条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、評議委員および監事をもって構成する。
- 3 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 4 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画および予算の承認に関する事項
 - (2) 事業報告および決算の承認に関する事項
 - (3) 評議委員および役員承認に関する事項
 - (4) 会則の制定および改廃の承認に関する事項
 - (5) その他、協議会に関する基本事項および重要事項の決定に関する事項

(総会の開催)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年3月、5月に開催する。
- 3 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 評議委員の過半数からの請求があった場合
 - (2) 会長が必要と認め、理事会が招集を決議した場合
 - (3) 監事から要請があった場合
- 4 総会は、評議委員の過半数の出席により成立し、議事は、議長を除いた評議委員出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 総会に出席できない評議委員は、委任状をもって会長に出席の委任することができる。
- 6 会長が、特に緊急を要すると判断したとき、またはやむを得ない事情により総会を招集することが困難であると判断したときは、評議委員の書面をもって議決に代えることができる。

- 7 総会の議長は、評議委員の互選により選出する。
- 8 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
また、議事録署名人2名は、議長が指名する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者数
- (4) 審議事項
- (5) 決議結果
- (6) 作成者、議事録署名人、議長、会長の署名、捺印
(理事会)

第18条 理事会は、協議会の執行機関とする。

- 2 理事会は、役員および参与をもって構成する。
- 3 理事会は、第15条第4号の規定に基づき、必要に応じて、専門的な調査・審議等を行う専門機関を設置することができる。
- 4 理事会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員の選出に関する事項
 - (2) 参与および事務局長の承認に関する事項
 - (3) 総務委員および顧問の承認に関する事項
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (6) 協議会の運営に必要な規定等の制定および改廃に関する事項
 - (7) 行政と協議すべき案件に関する事項
 - (8) その他会長が必要と認める事項(理事会の開催)

第19条 理事会は、会長が必要に応じ随時開催する。ただし、理事の過半数の請求があった場合は、会長は、速やかに会議を開催する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は、議長を除いた理事出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 会長が、特に緊急を要すると判断したとき、またはやむを得ない事情により理事会を招集することが困難であると判断したときは、理事の書面をもって議決に代えることができる。
- 4 理事会の議長は、会長または会長が指名した者が就任する。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、議事録の内容については、総会の議事録に準ずる。ただし、議事録署名人は不要とする。
(総務委員会)

第20条 総務委員会は、理事会が委任する事項について運営実施するとともに、協議会活動全体に関わる事項について対応する。

- 2 総務委員会は、総務委員および顧問で構成する。
- 3 総務委員は、会長が指名して、理事会の承認を得るものとする。
- 4 総務委員長および副総務委員長を、総務委員の互選により選出する。

5 総務委員会の組織および運営に関する詳細は、別に定める。

(活動グループ)

第21条 協議会の活動を促進するため、総務委員会は、実行機関として活動グループを設置する。

2 活動グループには、担当する総務委員を責任者として、グループ員の互選により、リーダーを置く。

3 活動グループの組織および運営に関する詳細は、別に定める。

(事務局)

第22条 協議会の事務全般を円滑に運営するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長および事務局員（若干名）を置く。

3 事務局長は、会長が指名し、理事会の承認を受けるものとする。

4 事務局長は、事務局を統括し、会務を処理する。

5 事務局員は、会長が任免する。

第4章 会計

(会計)

第23条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、およびその他の収入をもって充てる。

2 会費は別に定める。

3 会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 予算が成立するまでの間の執行については、理事会が定めるところによる。

(会計および資産帳簿の整備)

第25条 協議会は、協議会の収入、支出および資産の内容を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備しなければならない。

(監査と報告)

第26条 監事は、会計年度終了後、会計および事業監査の総括を行い、総会にて監査結果を報告しなければならない。

第5章 その他

(専決処分)

第27条 会長は、生命・財産等住民の身を守る為に、特に緊急を要する事案が発生したときは、総務委員会での決定により対応とすることとし、次の理事会に報告し、承認を得るものとする。

(書類および帳簿)

第28条 協議会は、事務所に次の各号に掲げる書および帳簿を備え付けておかななければならない。

- (1) 協議会の規則類
- (2) 役員等の氏名および住所を記載した書面
- (3) 会計および資産に関する帳簿
- (4) 総会および理事会の議事録
- (5) その他、会長が必要と認めた書類

2 協議会は、前項各号に掲げる書類を、事業終了年度の翌年度から5年間保管することとする。

(雑則)

第29条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規定等に関しては、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成24年3月24日から施行する。
- 2 この会則は、平成25年5月25日から施行する。
- 3 この会則は、平成26年5月24日から施行する。
- 4 この会則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の会則に基づく、平成27年度の協議会運営が円滑なものとなるよう、施行日前に必要な準備に努めるものとする。
- 5 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、2019年4月1日から施行する。
- 7 この会則は、2020年4月1日から施行する。